告示

○外務省告示第五百七十九号

平成二十年十二月十九日に東京で署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカザフスタン共和国との間の条約について、我が国は、同条約の効力発生に必要な国内法上の手続が完了した旨の通告を平成二十一年八月七日に行い、また、カザフスタン共和国は、同条約の効力発生に必要な国内法上の手続が完了した旨の通告を平成二十一年十一月三十日に行い、我が国はこれを同日に受領した。よって、同条約は、その第二十八条1の規定に従い、平成二十一年十二月三十日に効力を生ずる。

平成二十一年十二月十八日

外務大臣　岡田　克也

○文部科学省・環境省告示第一号

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第四条第一項の規定に基づき、平成二十一年十一月二日付けをもって次の第一種使用規程の承認をしたので、同法第八条の規定に基づき告示する。

平成二十一年十二月十八日

文部科学大臣　川端　達夫
環境大臣臨時代理
国務大臣　赤松　広隆

1　承認番号　09―26Ｐ―0001

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	国立大学法人　東北大学　総長　井上　明久 宮城県仙台市青葉区片平２－１－１
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	紫外線ＵＶＢ抵抗性イネ（*OsPHR, Oryza sativa* L.）（S―C）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	隔離圃場における栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	所 在 地：宮城県大崎市鳴子温泉大口字蓬田232―３ 名　　称：東北大学大学院農学研究科附属複合生態フィールド教育研究センター・隔離圃場 使用期間：承認日から平成25年３月31日まで １　隔離圃場の施設 ⑴　隔離圃場施設（東西約56m×南北約95m）内の黒ボク水田及び砂質水田（東西25m×南北20m）を使用する。 ⑵　部外者の立入りを防止するために、隔離圃場全体の外側に、メッシュフェンス（高さ185㎝の５㎝メッシュのフェンスを50㎝四方のブロック塊支柱に埋め込む。）を設置している。 ⑶　隔離圃場であること、部外者は立入禁止であること及び管理責任者の氏名を記載した標識を見やすい所に掲げている。 ⑷　遅くとも出穂期までには防雀網を設置する。 ⑸　使用した機械、器具、靴等に付着した土を洗浄するための洗場を設置しているとともに、組換えイネの隔離圃場外への漏出を防止するために、排水系には排水溝（排水ため池へ循環する装置、隔離圃場の四方に設置）、周囲にフェンス、堤防（30㎝）を設置している。 ２　隔離圃場の作業要領 ⑴　承認された組換えイネ及び比較対象のイネ品種以外の交配可能な植物が隔離圃場内の栽培実験区画で生育することを最小限に抑える。 ⑵　組換えイネを隔離圃場外に運搬する場合は、組換えイネが漏出しないような構造の容器等に納めてから運搬する。組換えイネを保管する場合には、組換えイネが漏出しないような構造の容器内に納め、保管する。 ⑶　隔離圃場内の栽培実験区画で栽培したイネの残渣及び発生した植物は、試験終了後速やかに隔離圃場内に鋤き込むことにより確実に不活化する。種子は漏出しないような容器に納め、オートクレーブにより不活化する。 ⑷　隔離圃場で使用した機械、器具又は隔離圃場で作業した者の靴等は、作業終了後隔離圃場内で洗浄し、隔離圃場内の植物残渣、土等を外に持ち出さない等により、意図せずに組換えイネが隔離圃場外に持ち出されることを防止する。 ⑸　隔離圃場の設備が本来有する機能を発揮するよう維持、管理を行う。 ⑹　⑴から⑸に掲げる事項を、使用等をする者に遵守させる。 ⑺　使用する組換えイネによる生物多様性影響が生ずるおそれがあると認められるに至った場合は、別に定める緊急措置計画に基づき、速やかに対処する。

2　承認番号　09―26Ｐ―0002

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	国立大学法人　東北大学　総長　井上　明久 宮城県仙台市青葉区片平２－１－１
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	紫外線ＵＶＢ感受性イネ（*OsPHR, Oryza sativa* L.）（AS―D）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	隔離圃場における栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	所 在 地：宮城県大崎市鳴子温泉大口字蓬田232―３ 名　　称：東北大学大学院農学研究科附属複合生態フィールド教育研究センター・隔離圃場 使用期間：承認日から平成25年３月31日まで １　隔離圃場の施設 ⑴　隔離圃場施設（東西約56m×南北約95m）内の黒ボク水田及び砂質水田（東西25m×南北20m）を使用する。 ⑵　部外者の立入りを防止するために、隔離圃場全体の外側に、メッシュフェンス（高さ185㎝の５㎝メッシュのフェンスを50㎝四方のブロック塊支柱に埋め込む。）を設置している。 ⑶　隔離圃場であること、部外者は立入禁止であること及び管理責任者の氏名を記載した標識を見やすい所に掲げている。